

# 沖縄県看護職員確保対策事業等実施要綱（抜粋）

平成27年3月6日 制定  
平成27年4月1日 改正  
平成27年10月16日 改正  
平成28年4月1日 改正  
平成29年4月1日 改正

1 看護師等養成所運営等事業	1
(1) 看護師等養成所運営補助事業	1
(2) 看護師等養成所教育環境整備事業	1
<u>2 新人看護職員研修事業</u>	1
3 看護職員資質向上推進事業	4
(1) 看護教員養成講習会事業	4
(2) 専任教員再教育事業	4
(3) 潜在看護師の再就職支援事業	5
4 訪問看護支援事業	6
5 短時間正規雇用等多様な勤務形態導入支援事業	7
6 看護師等就労促進事業	8
<u>7 院内助産所・助産師外来整備事業</u>	9
8 代替看護師派遣事業	9
9 外国人看護師候補者就労研修支援事業	9
10 県内就業准看護師の進学支援事業	10
11 認定看護師の育成事業	10
12 精神科訪問看護の質向上のための研修事業	11
13 在宅療養支援に係る看護職の実践力養成事業	12
14 助産師出向支援導入事業	12

## 2 新人看護職員研修事業

### (1) 新人看護職員研修事業

#### ア 目的

この事業は、病院等（注1）において、新人看護職員（注2）及び新人助産師（注3）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

（注1）病院等とは、医療法第1条5第1項に規定する病院等をいう。（以下、「病院等」という。）

（注2）新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。（以下、「新人看護職員」という。）

（注3）新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。（以下、「新人助産師」という。）

#### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内に所在する病院等とする。

#### ウ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン（平成26年2月24日医政看0221第6号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員又は新人助産師に対する研修を実施する。

（ア）「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

（イ）「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

（ウ）「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

### (2) 外部研修事業

#### ア 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

#### イ 事業内容

##### （ア）医療機関受入研修事業

a この事業の実施主体は、(1)の新人看護職員研修事業を実施する病院等と

する。

- b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施することとし、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。なお、新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

#### (イ) 多施設合同研修事業

- a この事業の実施主体は県とする。また、県は事業目的の達成に必要ながあるときは、事業を委託することができる。
- b 新人看護職員又は新人助産師を対象に、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修又は新人助産師研修を補完する研修を企画・立案し実施する。
- c 研修の内容は、地域における医療機関受入研修事業やその他の外部組織で行われている研修内容を考慮したものとする。
- d 研修の実施に当たっては、複数月で実施することとし、研修の年間スケジュールを予め示すなど、多くの病院等が参加しやすいよう配慮する。
- e 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かす。

### (3) 研修責任者等研修事業

#### ア 目的

この事業は、病院等の研修責任者、教育担当者又は実地指導者がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

#### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は県とする。なお、事業目的の達成に必要ながあるときは、事業を委託することができる。

#### ウ 事業内容

(ア) 新人看護職員研修における研修責任者、教育担当者又は実地指導者が、ガイドラインで求められているそれぞれの能力を習得するための研修責任者研修、教育担当者研修又は実地指導者研修を企画・立案し、実施する。なお、研修の内容には以下の項目を盛り込む。

##### a 研修責任者研修

- ・ 新人看護職員研修ガイドラインの考え方
- ・ 新人看護職員研修体制の構築
- ・ 新人看護職員研修の企画と評価
- ・ 実地指導者及び教育担当者の育成

##### b 教育担当者研修

- ・ 新人看護職員研修における教育担当者の役割

- ・ 到達目標の理解と設定
  - ・ 教育に関する知識
  - ・ 課題と解決策の検討
  - ・ 年間教育計画の立案
- c 実地指導者研修
- ・ 組織の教育システム
  - ・ 新人看護職員の現状
  - ・ 学習に関する基礎知識
  - ・ メンタルサポート支援
  - ・ 看護技術の指導方法

(イ) 研修対象者は、ガイドラインで規定された研修責任者、教育担当者又は実地指導者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者とする。なお、研修希望者が多数の場合は、新人看護職員研修の実施が困難な病院等の職員を優先する。

(ウ) 研修の実施に当たっては、多くの病院等が参加しやすいよう研修時間、日数や開催回数等に配慮したものとなるよう努めること。

(エ) 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い以後の研修の企画・運営の改善に活かす。

#### (4) アドバイザー派遣事業

##### ア 目的

この事業は、すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられる環境を整備するため、地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

##### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

##### ウ 事業内容

(ア) 地域の病院等や外部組織が実施する新人看護職員研修の施設間における情報共有や連携・調整の場を設ける。

(イ) 新人看護職員研修の実施が困難な病院等に対するアドバイザー派遣を行う。

## 7 院内助産所・助産師外来整備事業

### (1) 目的

妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」(注1)「助産師外来」(注2)の開設を促進することを目的とする。

(注1)「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものをいう。

(注2)「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものをいう。

### (2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内に所在する病院等とする。

### (3) 事業内容

県内に所在する医療機関が、医療機関等の施設内に開設する院内助産所等の設備整備に対して県が補助する事業とする。(ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。)